

合 併 公 告

平成19年2月26日

株主および債権者各位

東京都板橋区清水町36番1号
共立印刷 株式会社
代表取締役社長 野田 勝憲

当社は、平成19年2月22日開催の取締役会において、平成19年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である共立製本株式会社（本店所在地 東京都板橋区清水町36番1号）を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行なうことを決議いたしましたので下記のとおり公告いたします。これにより効力発生日をもって当社が共立製本株式会社の権利義務一切を承継し、共立製本株式会社は消滅することとなります。

この合併は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行なうものがあります。また、当社は、共立製本株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
2. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内にその旨をお申し出下さい。
3. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株主買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までその旨をお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

証券取引法第24条第1項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

(共立製本株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成18年6月28日

掲載頁 129頁（号外第150号）

以上